



2024年6月25日

各 位

会 社 名 株式会社ゼネテック
(コード番号: 4492 東証スタンダード)
代 表 者 代表取締役社長 上野 憲二
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 鈴木 章浩
(TEL 03-6258-5612)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年7月19日
(2) 発行する株式の種類及び総数	当社普通株式 26,300株
(3) 発行価額	1株につき 717円
(4) 発行総額	18,857,100円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。） 4名 25,000株 当社取締役を兼務しない上席執行役員 1名 1,300株
(6) その他	該当事項ありません。

2. 処分の目的及び理由

2021年5月24日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」に記載の通り、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2021年5月24日の取締役会で決議いたしました。

また、2021年6月24日開催の第36期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額50百万円以内とすること、及び対象取締役に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は年120,000株以内（なお、当社は、2021年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、また2024年1月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っているため、発行又は処分される当社の普通株式の総数を、年20,000株以内から年120,000株以内に調整しております。）及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として、払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間とするご承認をいただいております。

また、本制度においては、対象取締役のほか、当社の取締役を兼務しない上席執行役員に対しても、その業務執行の対価として、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を支給することを本日開催の当社取締役会にて決議をしております。

本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象

取締役 4 名及び取締役を兼務しない上席執行役員 1 名（以下「割当対象者」という。）に対する金銭報酬債権合計 18,857,100 円を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である割当対象者が当社に対する本金報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社が発行する普通株式 26,300 株（以下、「本割当株式」といいます。）を発行することを決議いたしました。

3. 株式割当契約の概要

当社は、当社の割当対象者との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要是以下の通りです。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、本割当株式の払込期日から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（但し、割当対象者が当社の執行役員である場合には、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の事業年度末日までの期間と読み替えます。以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、割当対象者が、本役務提供期間中、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、割当対象者が保有する本割当株式のうち払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から割当対象者が退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、計算の結果、1 を超える場合は、1 とします。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

割当対象者が、本譲渡制限期間中、正当な理由によらず退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数（但し、その数が 1 を超える場合は、1 とします。）に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果、1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2024年6月24日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である717円としております。これは、当社取締役会の決議直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上